

市川地方卸売市場業務規程施行規則 別紙2

○ 仲卸業者の開設許可取扱い基準（施行規則第10条）

1 開設を許可する要件

- (1) 市川地方卸売市場内に事業所（法人の場合にあっては本店あるいは支店の登記をしていること、又個人にあっては、市川地方卸売市場内で営業をしていることを証する書面を提出すること。）を設け、青果物又は花きの卸売りを受けて仲卸の営業を営む者であること。
- (2) 青果物又は花きの取引に必要な知識及び能力を有する者で、販売の経験が2年以上あること。
- (3) 法人の代表者又は事業主は、市場の仲卸の業務に常時従事できる者であること。
- (4) 事業計画に照らし、相当額の運転資金が確保されるものであること。

2 開設を許可しない要件

- (5) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (6) 法又は県条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (7) 施行規定又は施行規則による許可の取消しを受け、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (8) 業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

3 意見聴取

仲卸業者の許可については、取締役会の承認を得るほか、卸売業者、仲卸業者及び買受人組合の代表者の意見を聞いて決定する。

4 許可の取消し

開設者は、仲卸業者の許可を受けた者が開設を許可しない要件の各号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認められるとき、若しくは下記の要項に該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- (1) 許可を受けた者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団及び指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為などを行うことを助長する恐れのある団体、及びこれらの団体に属している者、その他本施設の存する都道府県の暴力団排除条例の対象とされている団体または個人、並びにこれらの者と取引又は関連性を有するものであると判明したとき。
- (2) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い、若しくは行っている疑いのある者、またはこれらと取引のある者と判明したとき。
- (3) 許可を受けた者が又は許可を受けた者の関係者が、前(1)(2)号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 許可を受けた者が又は許可を受けた者の関係者が本施設の契約した使用範囲を逸脱する行為を行ったとき。
- (5) 犯罪行為に関連する行為若しくは不道徳・非倫理・公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助したとき。

○ 関連事業者の許可取扱い基準（施行規則第 24 条）

1 開設を許可する要件

- (1) 市川地方卸売市場内において事業を営む者であること。
- (2) それぞれの営業に必要な許認可を取得し、かつ十分な知識及び能力を有する者であること。

2 開設を許可しない要件

- (3) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (4) 法又は県条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- (5) 施行規定又は施行規則による許可の取消しを受け、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- (6) 業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

3 意見聴取

関連事業者の許可については、取締役会の承認を得るほか、卸売業者、仲卸業者及び買受人組合・関連業者組合の代表者の意見を聞いて決定する。

4 許可の取消し

開設者は、関連事業者の許可を受けた者が開設を許可しない要件の各号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認められるとき、若しくは下記の要項に該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- (1) 許可を受けた者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定義する暴力団、指定暴力団及び指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為などを行うことを助長する恐れのある団体、及びこれらの団体に属している者、その他本施設の存する都道府県の暴力団排除条例の対象とされている団体または個人、並びにこれらの者と取引又は関連性を有するものであると判明したとき。
- (2) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い、若しくは行っている疑いのある者、またはこれらと取引のある者と判明したとき。
- (3) 許可を受けた者が又は許可を受けた者の関係者が、前(1)(2)号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 許可を受けた者が又は許可を受けた者の関係者が本施設の契約した使用範囲を逸脱する行為を行ったとき。
- (5) 犯罪行為に関連する行為若しくは不道徳・非倫理・公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助したとき。

○ 施設の使用申請（施行規則第 29 条）

1. 規程第 5 条に定める使用契約は、様式第 14 号を契約書として使用するものとする。
2. 指定した施設の使用期間は 2 年とする。

○ 卸売業者が管理するせり人の登録等（規程第 4 条）

- (1) 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について、卸売業者に登録しなければならない。
- (2) 卸売業者は、せり人の登録申請があったときは、登録の申請を受けた日から起算して 30 日以内にせり人登録簿に搭載し、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、開設者に報告

しなければならない。

- (3) 卸売業者は、せり人を取り消したとき又は廃止申請があったときは、その登録を取り消し、開設者に報告しなければならない。

○買受人の許可申請（施行規則第 17 条）

- (1) 卸売業者は資格要件の審査等を行う事から買受人を希望する者に必要書類を提出させ、買受人名簿を作成し、開設者に提出する。
- (2) 開設者は、卸売業者から提出された名簿に記載されている買受人においては、施行規則第 17 条の要件を満たしていることとして承認する。
- (3) 開設者は、前項により許可した買受人に買受人章を貸与するものとする。